

2024 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2 年 短 縮 型】

# 法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80 点)

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 2 ページである。  
解答用紙は、全部で 8 ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は万年筆 (黒インク) を使用すること。

(民事訴訟法)

第1問

Xは、Yを被告として、登記簿上Yの所有となっている本件土地をYから買い受けたと主張して、本件土地の所有権に基づくYからXへの所有権移転登記手続請求の訴えを提起した。これを前提に、以下の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 口頭弁論期日において、Xは、元々Yが本件土地の所有者であったが、その後売買によりXに本件土地所有権が移転したにもかかわらず、その旨の登記手続にYが協力しないと主張した。これに対して、Yはそのような売買契約の事実を認めたが、その後、YはXから本件土地を買い戻したと主張した。しかし、Xは本件土地の買い戻しの事実を認めなかった。審理の結果、裁判所は、Yが本件土地をXから買い戻したとの事実について存否不明に陥った。この場合、裁判所は、どのような内容の判決を言い渡すべきか。

問2 口頭弁論期日において、Xは、元々Yが本件土地の所有者であったが、その後売買によりXに本件土地所有権が移転したにもかかわらず、その旨の登記手続にYが協力しないと主張したが、Yは、そのような売買は行っていないと主張した。裁判所は、審理の結果、本件土地をYから買い受けたのはXではなくAであったことを、その旨の当事者の主張がないにもかかわらず認定し、Xの請求を棄却することはできるか。

(民事訴訟法)

第2問

XはYに対して3000万円を貸し付けた。弁済期が到来したにもかかわらずYが弁済をしないため、XはYに対して3000万円の支払を求める訴えを提起した。これを前提に、以下の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 第1回口頭弁論期日の後、口頭弁論の終結前に、Yは死亡し、Zが相続した(なお、遺言執行者、相続財産の管理人・清算人が選任されている等の事情はない)。この場合、訴訟手続はどのように進行するか。誰がどのように被告となるか、Yが訴訟代理人を選任していたかどうかにより手続に違いが生じるか、といった点にも言及しながら、民事訴訟法の規定を挙げつつ、説明しなさい。

問2 口頭弁論終結後、Xは本件訴訟の審理対象であるYに対する3000万円の貸金債権をZに譲渡した。その後、裁判所はXの請求を全部棄却する判決を下し、この判決は確定した。その後、Zは、Yを被告として、前訴の訴訟物である債権の存在を主張して、3000万円の支払を求める訴えを提起した。この場合、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきか。

## <出題の趣旨等 2024年度 民事訴訟法>

### 〔出題の趣旨〕

第1問は、問1では客観的証明責任の分配について、問2では弁論主義の第1テーゼおよび主張責任の分配について問うている。第2問は、問1では訴訟係属中に当事者が死亡した場合の手続の帰趨について、問2では口頭弁論終結後の承継人に対する既判力の作用について問うている。いずれの問題も、民事訴訟手続に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

### 〔配点〕

第1問 (計40点)

問1 20点

問2 20点

第2問 (計40点)

問1 20点

問2 20点

合計80点

### 〔採点基準〕

#### ・第1問について

問1では、所有権移転過程における客観的証明責任の分配について、具体的な事例にそくして説明することが求められる。

問2では、問1と同じく所有権移転過程における主張責任の分配、および、弁論主義の適用範囲（主要事実のみならず間接事実にも弁論主義の適用があるか）について、具体的な事例にそくして説明することが求められる。

#### ・第2問について

問1では、当事者の死亡による当然承継、それを前提にした受継等の手続のあり方について、適切に説明することが求められる。

問2では、前訴判決の既判力の客観的範囲、口頭弁論終結後の承継人に対する既判力の拡張、そして後訴における既判力の作用について、事例に即して説明することが求められる。

以上